

愛知県社会福祉審議会規程の一部改正について

1 愛知県社会福祉審議会規程の改正案

児童福祉専門分科会に「入所児童等意見審査部会」を設置することとし、別表1に以下の内容を追加する。

名 称	調 査 審 議 事 項
入所児童等意見審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。

2 改正の背景及び理由

2022（令和4）年6月8日に成立した改正児童福祉法第11条第1項第2号りにおいて、児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うことが、都道府県の業務として位置付けられたことを踏まえ、児童福祉専門分科会に審査部会を設置し、当該児童の意見又は意向に関する調査審議を行うため。

3 改正の時期

2024（令和6）年4月1日（改正児童福祉法施行日）

4 その他

審査部会委員について

審査部会委員は、知事が任命した委員又は臨時委員から会長が指名することとされている。委員の構成及び部会の開催頻度等に関する事務局案は以下のとおり。

委員構成 6名（児童福祉学識者2、児童心理学識者2、弁護士2）

開催頻度 全体会：年2回程度

（※以下については3名ごとの審議体にて開催）

定期審議：月1回（審議案件がない場合は見送り）

臨時審議：緊急案件が生じた場合に速やかに実施

（参考）

改正児童福祉法 関係条文抜粋

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 略

二 イ～チ 略

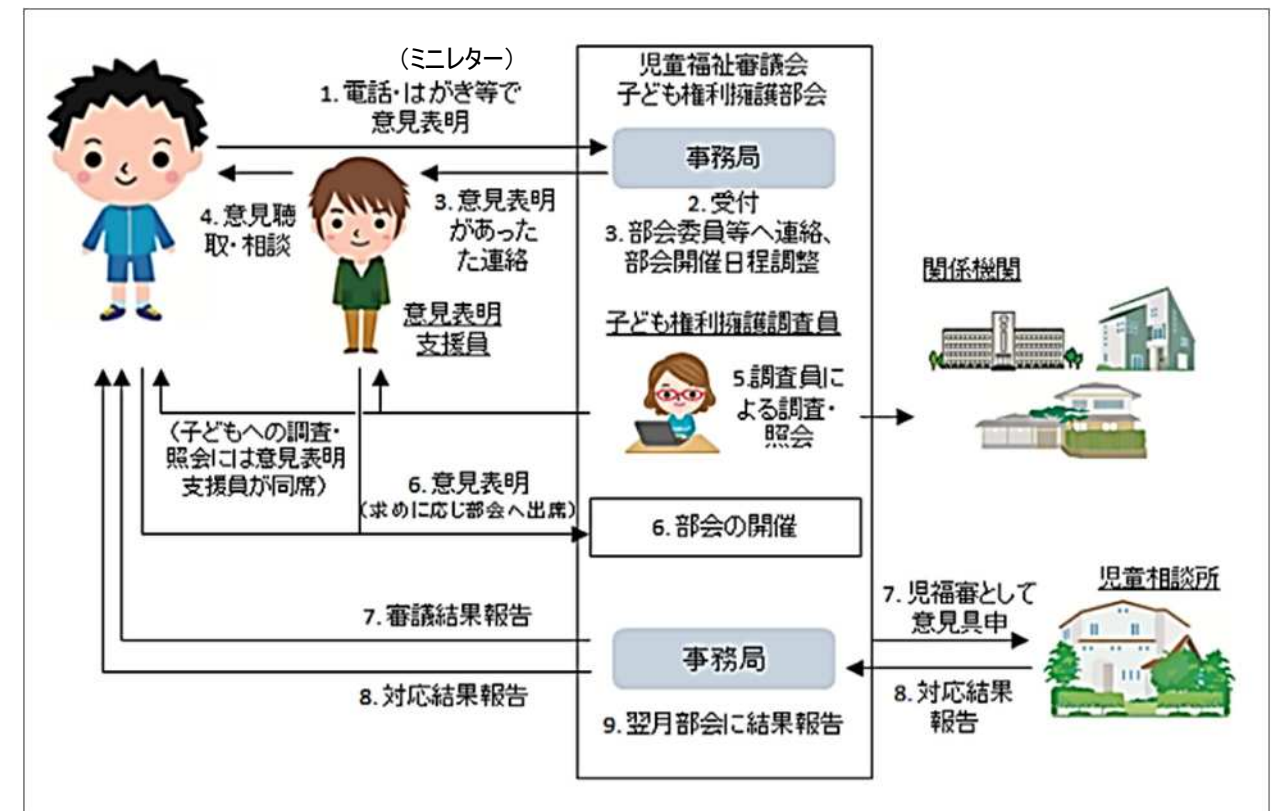
リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

ヌ 略

三 略

国の示す改正法への対応イメージ（児童福祉審議会を活用したモデル）

「児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護対応ガイドライン」より抜粋



愛知県社会福祉審議会規程一部改正新旧対照表

新	旧																						
<p>第1条～第11条 略</p> <p>附 則 この規程は、昭和44年2月19日から施行する。ただし、第3条第3項に定める審査部会に関しては、昭和44年4月1日から施行する。</p> <p>この規程は、昭和51年4月1日から施行する。 この規程は、昭和61年1月12日から施行する。 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。 この規程は、昭和62年8月18日から施行する。 この規程は、平成元年3月13日から施行する。 この規程は、平成3年5月23日から施行する。 この規程は、平成3年7月1日から施行する。 この規程は、平成10年4月1日から施行する。 この規程は、平成12年4月1日から施行する。 この規程は、平成14年8月23日から施行する。 この規程は、平成14年10月1日から施行する。 この規程は、平成17年5月21日から施行する。 この規程は、平成19年2月6日から施行する。 この規程は、平成21年3月25日から施行する。ただし、別表1に掲げる児童措置審査部会の調査審議事項(3)に関しては、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>この規程は、平成25年7月11日から施行する。 この規程は、平成26年12月10日から施行する。 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 この規程は、令和2年8月3日から施行する。 この規程は、令和5年3月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 <u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>調 査 審 議 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里 親 審 査 部 会</td> <td>児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適否に関すること。</td> </tr> <tr> <td>児 童 措 置 審 査 部 会</td> <td>(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。</td> </tr> <tr> <td>幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 審 査 部 会</td> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。</td> </tr> <tr> <td>保 育 所 審 査 部 会</td> <td>児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>入 所 児 童 等 意 見 審 査 部 会</u></td> <td><u>児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	調 査 審 議 事 項	里 親 審 査 部 会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適否に関すること。	児 童 措 置 審 査 部 会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。	幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 審 査 部 会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。	保 育 所 審 査 部 会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。	<u>入 所 児 童 等 意 見 審 査 部 会</u>	<u>児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。</u>	<p>第1条から第11条 略</p> <p>附 則 この規程は、昭和44年2月19日から施行する。ただし、第3条第3項に定める審査部会に関しては、昭和44年4月1日から施行する。</p> <p>この規程は、昭和51年4月1日から施行する。 この規程は、昭和61年1月12日から施行する。 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。 この規程は、昭和62年8月18日から施行する。 この規程は、平成元年3月13日から施行する。 この規程は、平成3年5月23日から施行する。 この規程は、平成3年7月1日から施行する。 この規程は、平成10年4月1日から施行する。 この規程は、平成12年4月1日から施行する。 この規程は、平成14年8月23日から施行する。 この規程は、平成14年10月1日から施行する。 この規程は、平成17年5月21日から施行する。 この規程は、平成19年2月6日から施行する。 この規程は、平成21年3月25日から施行する。ただし、別表1に掲げる児童措置審査部会の調査審議事項(3)に関しては、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>この規程は、平成25年7月11日から施行する。 この規程は、平成26年12月10日から施行する。 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 この規定は、令和2年8月3日から施行する。 この規定は、令和5年3月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>調 査 審 議 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里 親 審 査 部 会</td> <td>児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適否に関すること。</td> </tr> <tr> <td>児 童 措 置 審 査 部 会</td> <td>(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。</td> </tr> <tr> <td>幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 審 査 部 会</td> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。</td> </tr> <tr> <td>保 育 所 審 査 部 会</td> <td>児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	調 査 審 議 事 項	里 親 審 査 部 会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適否に関すること。	児 童 措 置 審 査 部 会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。	幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 審 査 部 会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。	保 育 所 審 査 部 会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。
名 称	調 査 審 議 事 項																						
里 親 審 査 部 会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適否に関すること。																						
児 童 措 置 審 査 部 会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。																						
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 審 査 部 会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。																						
保 育 所 審 査 部 会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。																						
<u>入 所 児 童 等 意 見 審 査 部 会</u>	<u>児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。</u>																						
名 称	調 査 審 議 事 項																						
里 親 審 査 部 会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適否に関すること。																						
児 童 措 置 審 査 部 会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。																						
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 審 査 部 会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。																						
保 育 所 審 査 部 会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。																						